

福岡県医師会第2224号(保)
平成17年 3月11日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



奈良県医師国民健康保険組合一部負担金の改正について

奈良県医師国民健康保険組合より一部負担金割合平成17年4月1日より
下記のとおり改正する旨通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく
お願い申し上げます。

記

1. 一部負担金割合

	現 行	改定後
一種組合員 (医師)	2割負担	3割負担
二種組合員 (従業員)	2割負担	3割負担
家 族	2割負担	3割負担

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健対象者については、法に定める
負担割合です。

2. 施行年月日 平成17年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

